

## 1 目的

国内・海外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、教育活動再開にあたり適切な対策を講じることで、生徒及び教職員の感染拡大を防ぐ。

## 2 具体的な対策

基本的な感染症対策のポイントとしては、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」である。新型コロナウイルス感染症に関しては、三密（密閉空間・多くの密集・近距離での会話）を避けることが基本である。学校生活において三密を防ぐ対策を行う。

### (1) 健康観察

- ①登校前に自宅で検温を行い、学校についたら個人ごとの健康観察表に記録する。
- ②健康観察表に、その日の体調を記入する。気になる症状は必ず記入する。
- ③登校前の検温を忘れた場合は、職員室前で検温を行ってから教室に入る。
- ④健康観察は朝、担任が健康観察表の回収及び確認を行い、養護教諭に提出する。その日のうちに集配ボックスに返却し、翌日登校後に各自で記入する。

### (2) 基本的な感染経路の防止

- ①手洗いを徹底する。（手洗い場すべてにポンプタイプの石けんを設置する）
- ②ハンカチやタオルを持ってくる。（必ず自分のものを使用させる）
- ③バスでの登下校、学校生活においてマスクを着用する。  
※ただし、バス以外の登下校、体育、部活動中はマスクを外しても良い。（音楽等も必要に応じて）
- ④各教室に、消毒液を設置する。（登校後、給食前、また本人がしたい時に消毒をする）また、職員玄関や図書室等にも消毒液を設置する。
- ⑤手を触れる場所（部屋の扉、机、いす、スイッチ、蛇口など）は、生徒の下校後、教職員で消毒を行う。

### (3) 学習・学級活動

- ①当面の間、近距離での会話や発声を防ぐ授業形態とする。（机を合わせての話し合いなどは避ける）
- ②教室内は、常に換気を行う。（教室の上窓は常にあけておく）
- ③教室の出入り口の扉は、基本あけておく（さわらない）
- ④エアコン使用時も、上窓と出入り口はあけておく。
- ⑤全校集会は極力避ける。

### (4) 学校給食等

- ①当面の間、給食は教室で食べる。教室においても、席を向かい合わせにせず、前を向いた状態とする。
- ②これまでと同様、給食当番の生徒は、下痢・発熱・腹痛・吐き気などの症状がある場合、給食配膳は行わない。（給食前に確認して早退も検討する）
- ③全員、石けんで丁寧に手洗いを行い、アルコール消毒も行う。

- ④給食当番の配膳が終わるまで、待っている生徒はマスクをはずさず、自席で座って待つ。
- ⑤給食時間中は、下窓は閉めておく。(虫の混入を防ぐため)
- ⑥4校時の授業後、黒板は消さない。
- ⑦歯みがきは、学年ごとに場所を決めて生徒の時間差をつけて行う(一度の使用は4人まで)  
(手洗い場の使用: 3階…2年 2階…1年 本館2階3階…3年 の手洗い場)
- ⑧フッ化物洗口については、当面実施をしない。

#### (5) 部活動

- ①部活動を行う前に、必ず生徒の体調面の確認を行う。風邪症状などがみられる際は、部活動を見合わせ、原則帰宅する。
- ②ミーティングを行う際は、近づきすぎをさけ、一定の距離をとって行う。また、短時間とする。
- ③集合の声かけやランニングの声かけも省く。
- ③体育館での部活動中も、換気を行う。
- ④対外試合は当分行わない。また、日々の部活動では、接触の極力ない練習メニューにする。
- ⑤部活動の時間は、2時間以内とする。(準備やミーティング等の時間は除く)
- ⑥熱中症指数計の数値や生徒の体調をみながら必要な熱中症対策を講じた上で行う。

#### (6) その他

- ①規則正しい生活習慣の確立を継続する。(免疫力向上)
- ②不要不急の外出を控え、極力人混みを避ける。
- ③風邪症状(発熱、咳、頭痛、倦怠感、味覚臭気の異常)がある場合は、速やかに連絡を行い、早退する。  
発熱については、基本37.5℃以上とするが、37℃でも早退としてもよい)  
※該当生徒が早退した後、机やイスなどを消毒する。(生徒の心情に配慮し、事前に消毒作業の必要性について伝えておく。)
- ④定期健康診断については、京都府教育委員会の指示に従って1学期は実施しない。
- ⑤朝、登校前の段階で、体調がすぐれない場合は、登校を控える。

### 3 出席停止(文部科学省のガイドラインにより)

生徒の感染が判明した場合、または生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合においては、出席停止の措置をとることとする。なお、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

学校において生徒または、教職員等の感染が判明した場合には、全国的な感染と当該感染者の症状の有無、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の確認などを行い総合的に考慮して、学校の臨時休業措置を含めて判断をする。

※感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見差別につながる行為が絶対ないようにする。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識に基づいた指導を行う。(誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを理解する)